

令和6年度第1回行田市子ども未来審議会 次第

日時 令和6年8月5日（月）

午後2時00分～

場所 市役所3階 306会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）行田市こども計画の概要について（資料1）

- ・国県及び市の方針案

（2）子ども・子育て支援施設の確保方針について

①行田市の現状及び子どもの将来推計人口（資料2）

②教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み （資料3－1）

③教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み 確保策の方針と対応策（案）（資料3－2）

（3）こどもの居場所づくりについて

①こども居場所づくり推進事業スケジュール（資料4）

（4）その他

①子ども未来審議会スケジュール（資料5）

4 閉 会

令和6年度行田市子ども未来審議会委員名簿

令和6年8月5日現在

NO	条例上の区分	区分	氏名	推薦団体
1	1号委員 (関係者)	保護者(保育所)	根岸 陵	行田市保育協議会保護者部会
2	1号委員 (関係者)	保護者(幼稚園)	押田 葵	行田私立幼稚園PTA
3	1号委員 (関係者)	保護者(健全育成)	新井 康祐	行田市PTA連合会
4	1号委員 (関係者)	事業主代表	新井 啓介	行田商工会議所
5	1号委員 (関係者)	労働者代表	桑原 宏安	連合埼玉北埼玉地域協議会行田部会
6	1号委員 (関係者)	保育当事者 (保育所)	松田 純子	行田市保育協議会園長部会
7	1号委員 (関係者)	保育当事者 (幼稚園)	大竹 洋平	行田市私立幼稚園連盟
8	1号委員 (関係者)	保育当事者 (健全育成)	鴨田 和彦	行田市社会福祉協議会
9	1号委員 (関係者)	社会的養護	松村 健一	社会福祉法人昇栄会 児童養護施設 ケヤキホーム
10	1号委員 (関係者)	子ども・子育て支援 従事者(拠点)	田口 恵利子	NPO法人子育てネット行田
11	1号委員 (関係者)	小学校長	橋上 威	行田市校長会
12	2号委員 (知識経験を有する者)	主任児童委員	大木 葉子	行田市民生委員・児童委員連合会
13	2号委員 (知識経験を有する者)	障害者団体	入口 早栄子	行田市肢体不自由児(者)父母の会
14	3号委員 (公募)	公募	五味 綾子	公募委員

※任期 令和6年1月24日 から 令和8年1月23日 まで

資料1 行田市こども計画の概要

1 国の動向

(1) これまでのこどもに関する福祉行政の取組み

- 近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」(平成 17 年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成 27 年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。
- こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組みのみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組みが進められています。

こども支援を取り巻く主な法令等

- ☆ 少子化社会対策基本法 (H15. 9. 1 施行) →同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
- ☆ 次世代育成支援対策推進法 (H17. 4. 1 施行)
※当初 10 年間の時限法として成立したが、令和 6 年度まで有効期限が延長 (現在は計画策定は任意化)
- ☆ 子ども・若者育成支援推進法 (H22. 4. 1 施行)
→同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」(H22. 10) 策定
- ☆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (H22. 4. 1 施行)
→同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」(H26. 8) 策定
- ☆ 子ども・子育て支援法 (H27. 4. 施行)

(2) こどもを取り巻く環境の現状

- 我が国ではこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立、女性の M 字カーブ問題等のこどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

(3) こども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。
- 同じく令和5（2023）年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・ こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・ これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・ 国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・ こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・ こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正（令和6（2024）年4月1日施行）されるなど法整備が進められています。
- 令和5（2023）年6月13日には「こども未来戦略方針」が閣議決定され、児童手当や育児休業給付の拡充、保育の拡充など少子化対策の更なる強化も進められています。

2 県のこども計画（案）について

（１）県の骨子案

「埼玉県こども計画（仮称）」の骨子案（イメージ）

ライフステージを通した施策
ライフステージ別の施策

資料2-7

子ども・若者計画対応箇所

子どもの貧困対策推進計画対応箇所

1 こどもの権利擁護、意見の反映 (1)こどもの人権が尊重される社会環境づくり (2)こども等が意見を表明する機会の確保	7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進 (1)こどもまんなか社会への機運醸成 (2)こども政策DXの推進 (3)こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進 (4)子育てしやすい住環境の整備
2 居場所づくり、社会的活動の参画支援 (1)こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援 (2)社会形成への参画支援	8 結婚・出産の希望実現 (1)結婚を望む人への支援 (2)不妊・不育症に悩む人への支援 (3)プレコンセプションケアの推進
3 親と子の健康・医療の充実 (1)妊娠から子育てまでの切れ目のない支援 (2)医療提供体制の充実 (3)医療に係る経済的支援	9 「子育て」と「子育て」の支援 (1)家庭の子育て力の充実 (2)「孤育て」にしない地域の子育て力の充実 (3)質の高い幼児教育・保育の充実 (4)学校教育の充実 (5)自立的な子育ての支援 (6)子育てに係る経済的負担の軽減
4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援 (1)「こどもの貧困」対策の推進 (2)ひとり親家庭への支援 (3)障害などのあるこども・若者への支援 (4)ヤングケアラーへの支援 (5)ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援 (6)一人ひとりの状況に応じた支援	10 未来を切り拓くこども・若者の応援 (1)若者の職業的自立、就労等支援 (2)若年者の経済的自立の支援 (3)グローバル社会で活躍する人材の育成
5 児童虐待防止・社会的養育の充実 (1)こどもを虐待から守る地域づくり (2)社会的養育の充実	11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援 (1)分野横断的な支援人材の育成 (2)多様な担い手による持続的な活動の推進
6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 (1)こども・若者の自殺対策 (2)インターネット対策の推進 (3)こども・若者の性犯罪・性暴力対策 (4)犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 (5)非行防止と立ち直り支援	12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進 (1)企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成 (2)共働き・共育での推進、男性の家事・育児の促進

子ども・若者計画対応箇所

（２）県スケジュール

埼玉県こども計画（仮称）策定スケジュール案

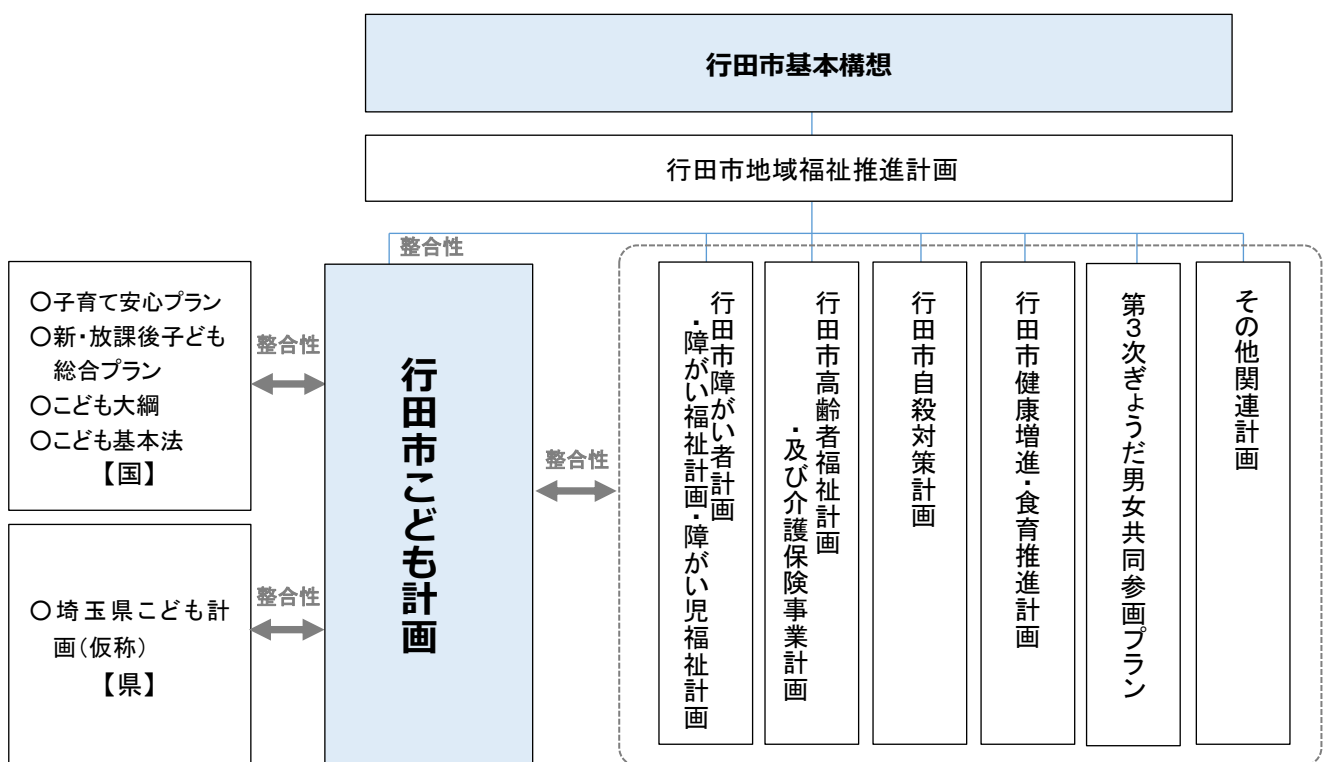
資料2-3

項目	令和5年度	令和6年度											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・議会												● 議案提出 (2定)	
・児童福祉審議会		● 策定スケジュール 骨子案			● たたき台		● 計画案			● 県民コメント反映後の計画案			
・作業部会	● 策定スケジュール 骨子案		● たたき台 素案		● たたき台		● 計画案		● 県民コメント反映後の計画案				
・県民コメント等				● こども等意見交換				● 県民コメント こども等意見聴取					

3 行田市子ども計画（案）について

（１）計画の位置付け

- 現行計画である「行田市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」及び「放課後子ども総合プラン」に即した取組等を一体化した計画となります。
- 新計画である「行田市子ども計画」では、国の子ども大綱や子ども基本法を勘案し、現行計画に新たに子どもの貧困対策などの内容を含め、**子ども施策を総合的に推進するもの**です。



(2) 計画の策定方法

①未就学児童の保護者	1,600名(郵送発送・回収)	令和6年3月実施済	回収率 45.4%
②小学生児童の保護者	1,000名(郵送発送・回収)	令和6年3月実施済	回収率 45.5%
③小学5年生及び保護者	1,200名(学校を通じた配布回収)	令和6年7月実施中	
④中学2年生及び保護者	1,200名(学校を通じた配布回収)	令和6年7月実施中	
⑤若者調査(18~39歳)	2,000名(郵送発送・回収)	令和6年7月実施中	

上記①～⑤のアンケートを実施し、本市の現状及び課題を把握します。

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市の子どもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等並びに子育て及び若者の当事者で構成する「行田市子ども未来審議会」にて審議を行います。

また、素案作成段階において、市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施します。

※こどもモニターの実施を予定しています。

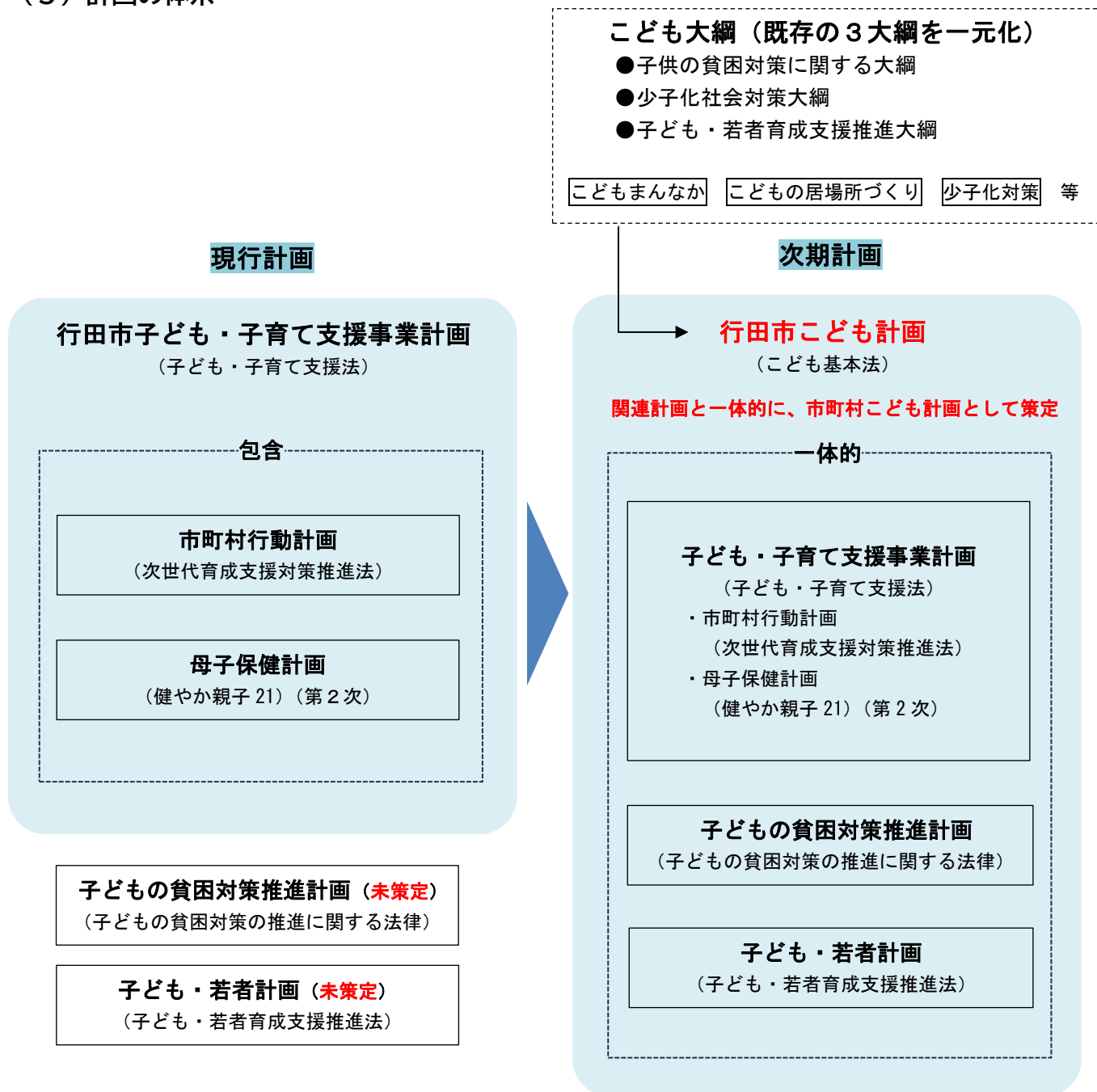
(3) 計画の期間

- 本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間となります。
- 計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の対象

- これまでの「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体としていました。
- 新たな「行田市こども計画」においては、「若者支援」も包括されることから、計画の対象年齢を「生まれる前から乳幼児期を経て概ね40歳未満までの子ども・若者とその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体」とします。

(5) 計画の体系



(6) 計画の構成（イメージ）

現行計画	次期計画
第1章 策定の考え方 ・計画策定の背景と趣旨 ・計画の位置づけ ・計画の期間 ・計画の対象 第2章 本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況 ・人口・世帯等の状況 ・子育て支援サービスの状況 第3章 計画の基本的考え方 ・基本理念 ・基本的視点 第4章 施策の展開(子ども・子育て支援事業計画) ・計画の体系 ・施策の展開 第5章 事業計画 ・教育・保育提供区域の設定 ・量の見込みと確保方策 等 第6章 計画の推進 ・推進体制 ・関係機関との連携 等	第1章 策定の考え方 ・計画策定の背景と趣旨 ・計画の位置づけ ・計画の期間 ・計画の対象 第2章 本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況 ・人口・世帯等の状況 ・子育て支援サービスの状況 第3章 計画の基本的考え方 ・基本理念 ・基本的視点 ・計画の体系 第4章 こども・若者施策の展開 (1) アンケートを踏まえた課題や方向性 (2) 重点戦略・目標値 (重点取組方針) (重点取組施策) など (3) 分野ごとの関連施策 ▶ 子ども・子育て支援事業計画 ▶ 子どもの貧困対策推進計画 ▶ 子ども・若者計画 ▶ こどもの居場所づくり など 第5章 計画の推進 ・推進体制 ・関係機関との連携 等

参考 こども計画策定に伴う追加アンケートについて

こどもの貧困対策や居場所等について定める「こども計画」策定のため、以下3つのアンケートを実施（7月中、2週間程度）しています。

アンケート結果は、分析の上、第2回の子ども未来審議会に提出予定です。

1. 小学校5年生及びその保護者【約 1,200 件】

（アンケート項目）

- ①居場所関係（有無、具体的居場所など）
- ②貧困状況（食事、進路希望、学習状況など）
- ③ヤングケアラー（通学状況、生活の困りごとなど）

※国の以下の調査を参考に作成。

- ・子供の生活状況調査
- ・こどもの居場所に関するアンケート
- ・ヤングケアラーの実態に関する調査

2. 中学校2年生及びその保護者【約 1,200 件】

（アンケート項目）

同上

3. こども若者調査（18 歳～39 歳）【約 2,000 件】

（アンケート項目）

- ①居場所（具体的な場所など）
- ②就労、外出状況、社会とのつながりの状況
- ③ケアラー

※国の以下の調査を参考に作成

- ・こども・若者の意識と生活に関する調査

資料2 行田市の現状及び子どもの将来推計人口

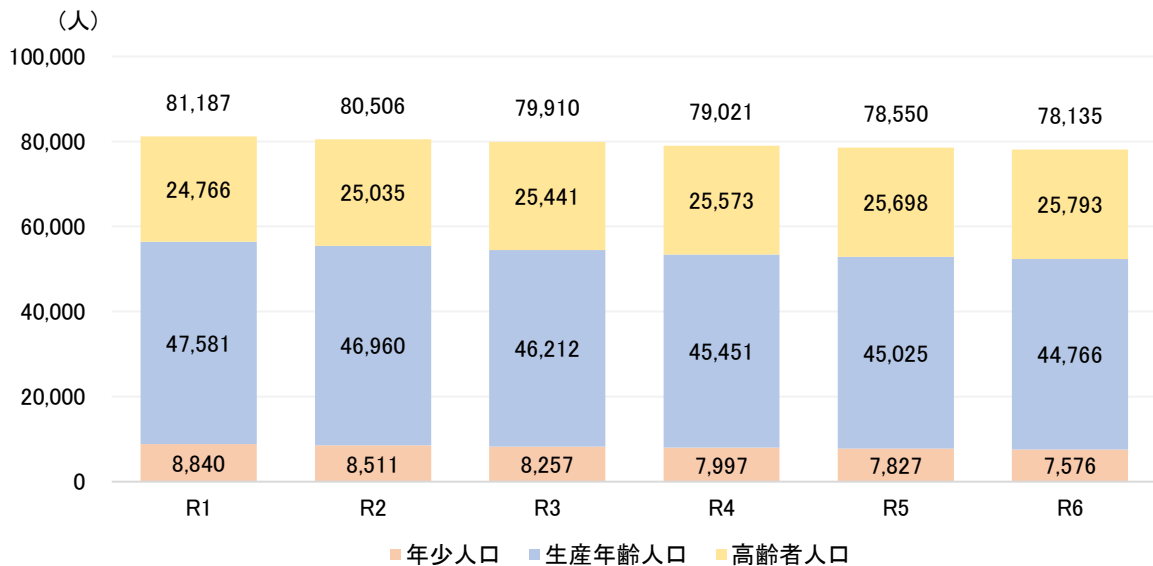
1 人口・世帯の状況

(1) 総人口・年齢階層別人口の推移

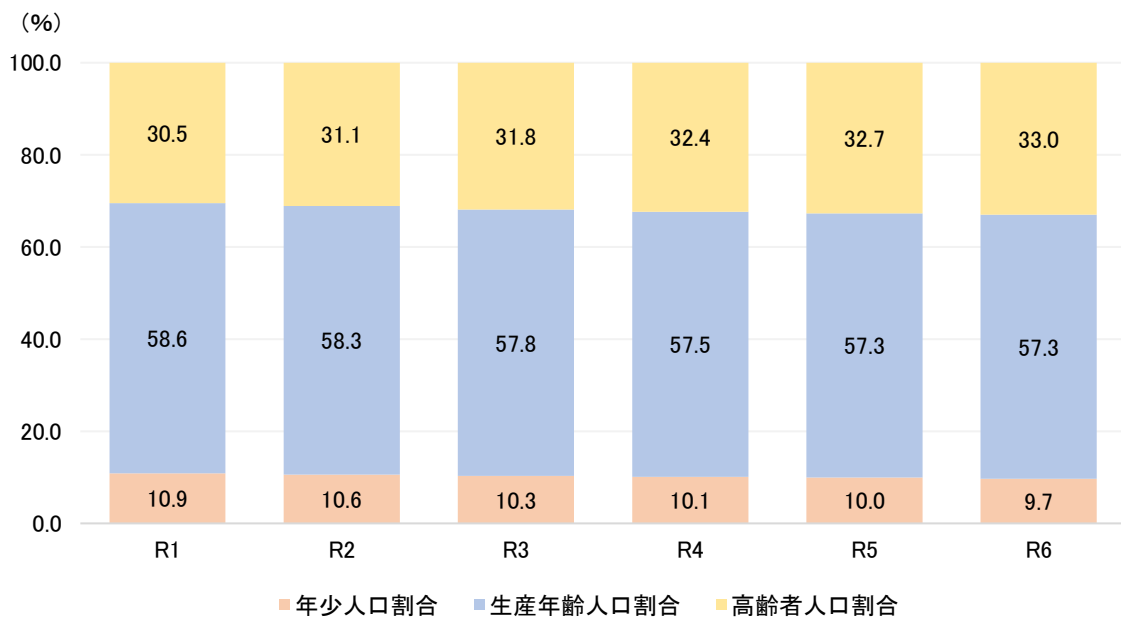
本市の総人口は、令和6年4月1日現在、78,135人で減少傾向となっています。

このうち、15歳未満の年少人口は、7,576人で総人口の9.7%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、令和元年から令和5年までの6年間で1.2ポイント減少しています。一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は2.5ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

■総人口・年齢階層別人口の推移及び人口割合(行田市)



出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在

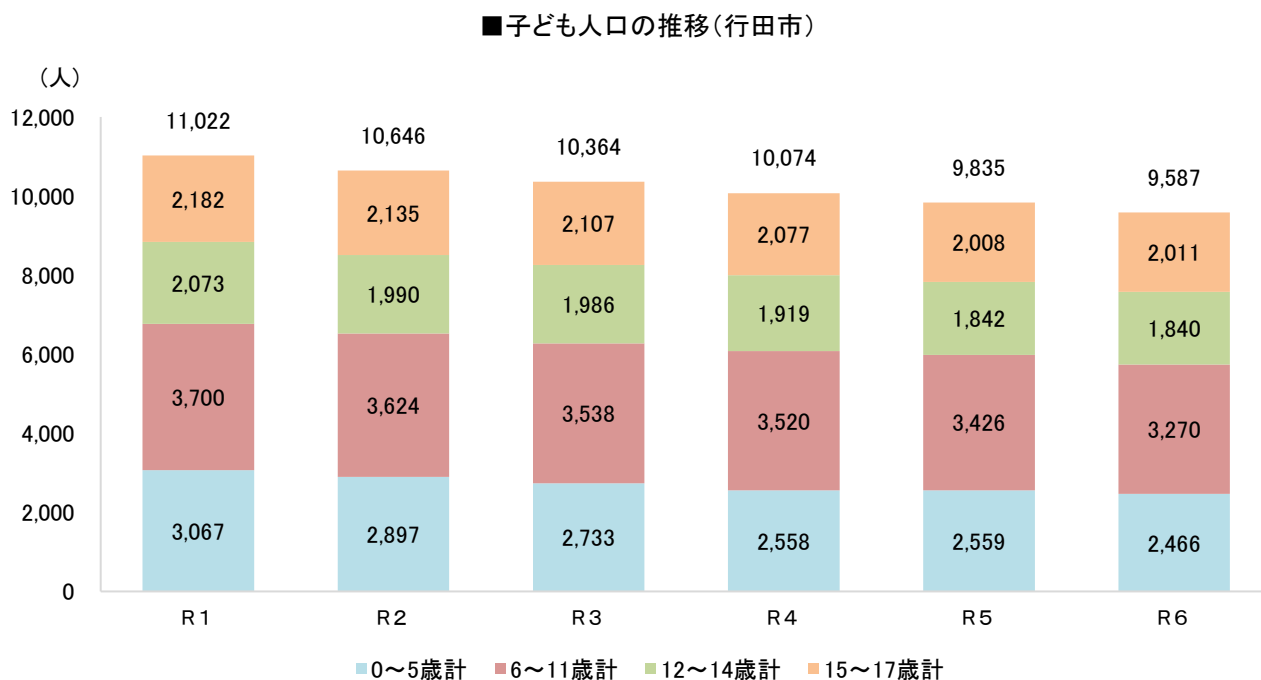


出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在

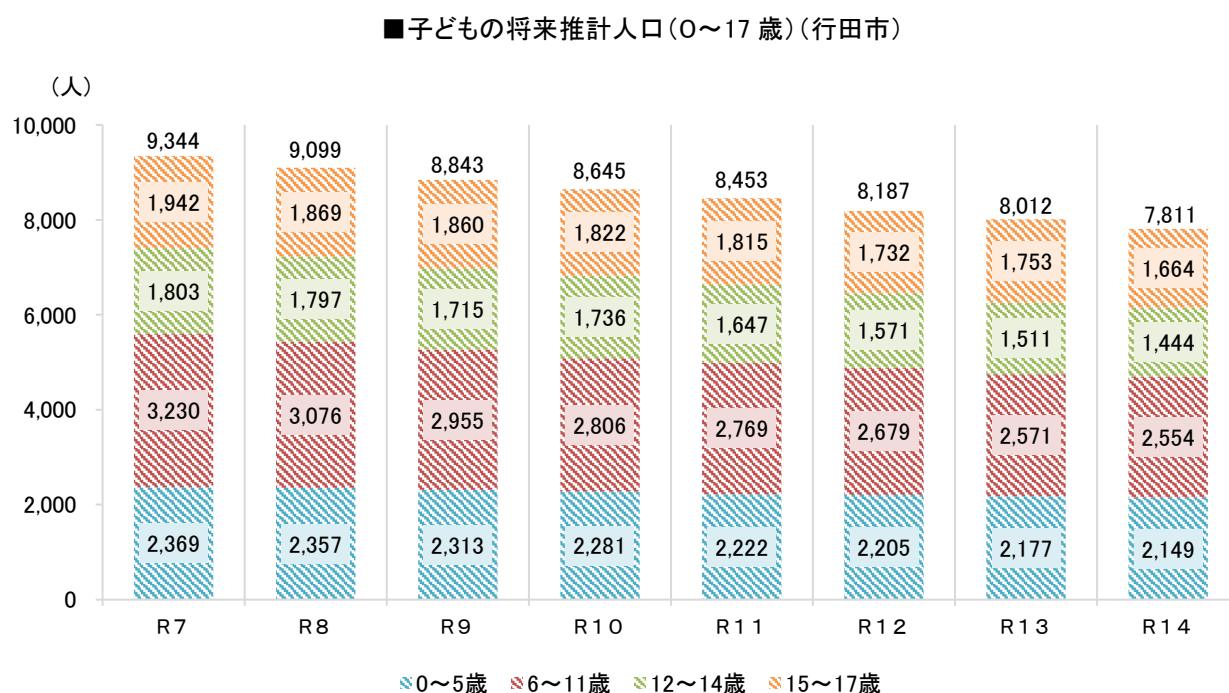
(2) 子ども人口の推移と推計

本市の子ども人口は、年々減少傾向となっており、令和6年は9,587人となっています。

一方、子どもの将来推計人口は、令和14年度には7,811人とされ、さらなる減少が見込まれています。



出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在

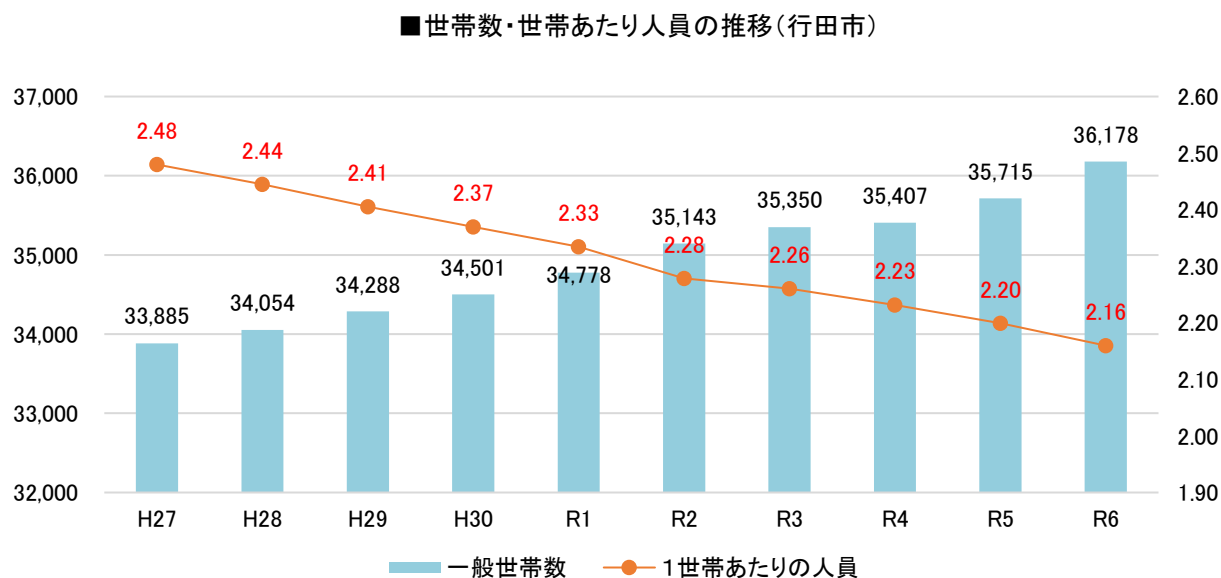


出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在、コーホート変化率法による推計データ

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 13 年	令和 14 年
0 歳	358	352	348	342	338	334	330	324
1 歳	362	369	363	359	353	349	345	341
2 歳	416	371	378	372	368	362	358	354
1～2 歳計	778	740	741	731	721	711	703	695
3 歳	399	422	377	384	378	374	368	364
4 歳	428	410	433	387	394	388	384	378
5 歳	406	433	414	437	391	398	392	388
3～5 歳計	1,233	1,265	1,224	1,208	1,163	1,160	1,144	1,130
0～5 歳計	2,369	2,357	2,313	2,281	2,222	2,205	2,177	2,149
6 歳	511	416	443	423	446	399	406	400
7 歳	495	519	423	450	430	453	405	412
8 歳	488	494	518	422	449	429	452	404
9 歳	580	490	496	520	423	450	430	453
10 歳	574	582	492	498	522	425	452	432
11 歳	582	575	583	493	499	523	426	453
6～11 歳計	3,230	3,076	2,955	2,806	2,769	2,679	2,571	2,554
12 歳	559	579	572	580	490	496	520	423
13 歳	657	562	582	575	583	493	499	523
14 歳	587	656	561	581	574	582	492	498
12～14 歳計	1,803	1,797	1,715	1,736	1,647	1,571	1,511	1,444
15 歳	603	592	661	565	585	578	586	496
16 歳	671	604	593	662	566	586	579	587
17 歳	668	673	606	595	664	568	588	581
15～17 歳計	1,942	1,869	1,860	1,822	1,815	1,732	1,753	1,664
合計	9,344	9,099	8,843	8,645	8,453	8,187	8,012	7,811

(3) 世帯の状況

世帯数は、令和6年では、36,178 世帯で平成 27 年から 2,293 世帯の増加となっています。一方、世帯あたり人員は、平成 27 年以降減少傾向で推移しており、令和2年では 2.16 人と核家族化の進行が伺えます。



出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在

(4) 母子・父子世帯の状況

本市の母子家庭の世帯は、平成 22 年まで増加し、その後減少傾向で推移しています。一方、父子家庭の世帯は、平成 22 年まで減少し、その後横ばい傾向で推移しています。

(母子世帯)

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
行田市	359	446	461	428	404
埼玉県	27,422	34,081	35,999	35,849	32,130
全国	625,904	749,048	755,972	754,724	646,809

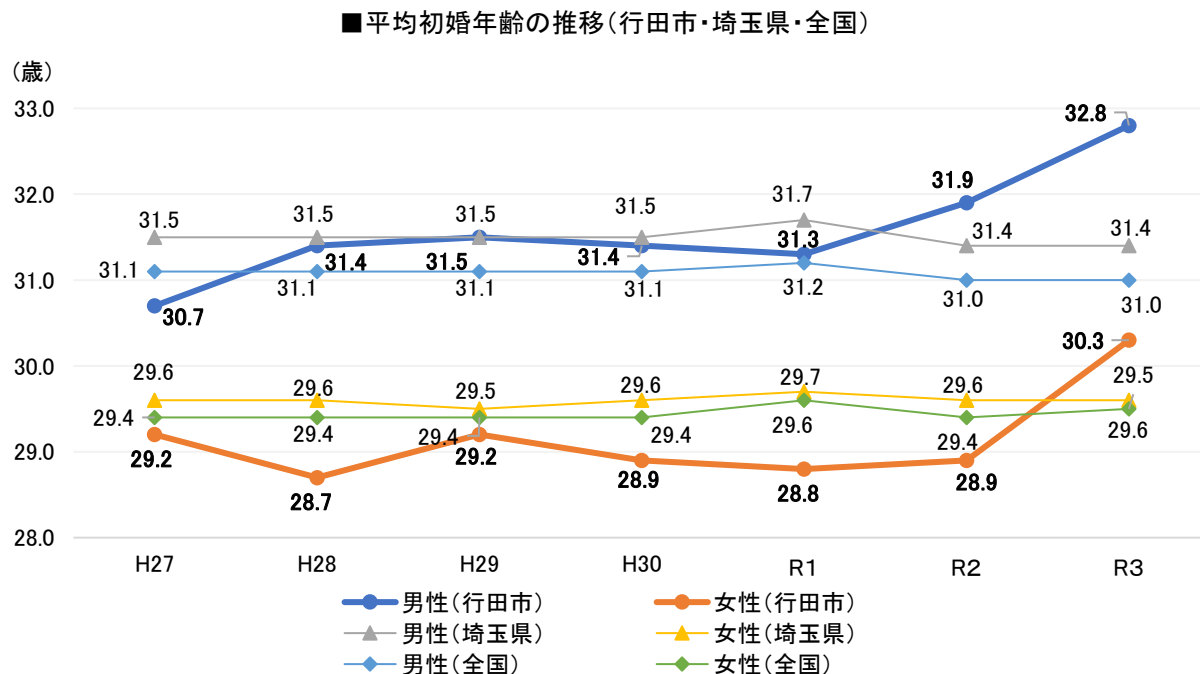
(父子世帯)

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
行田市	73	71	63	63	62
埼玉県	4,876	5,327	5,462	4,917	4,459
全国	87,383	92,285	88,689	84,003	74,481

出典:「国勢調査」

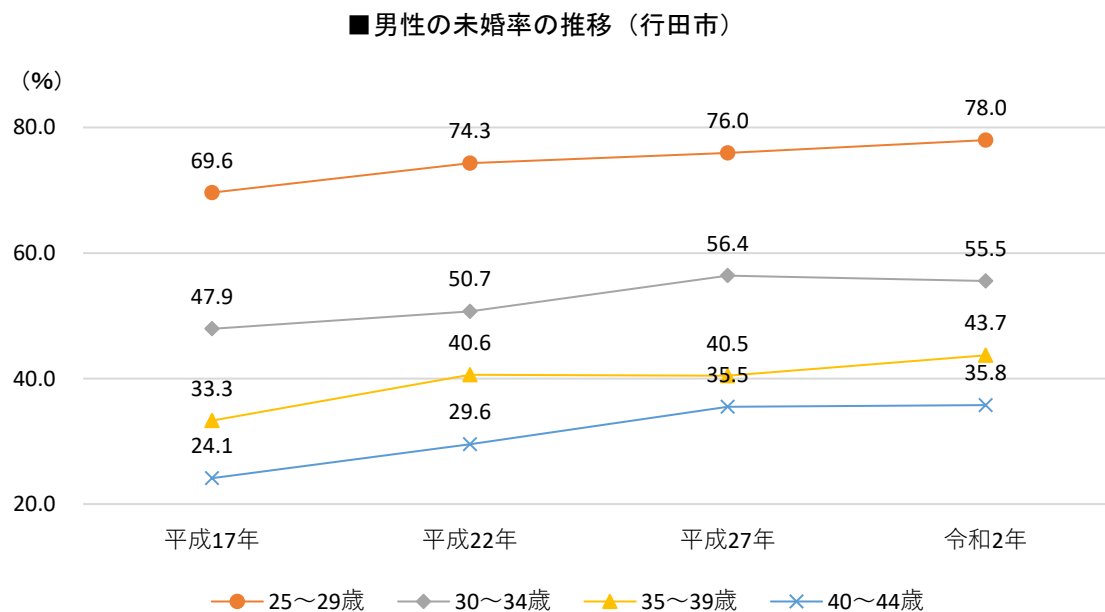
（５）平均初婚年齢の推移

本市の平均初婚年齢の推移を見ると、令和３年では男性・女性ともに国・県を上回り、近年においては晩婚化の傾向が伺えます。

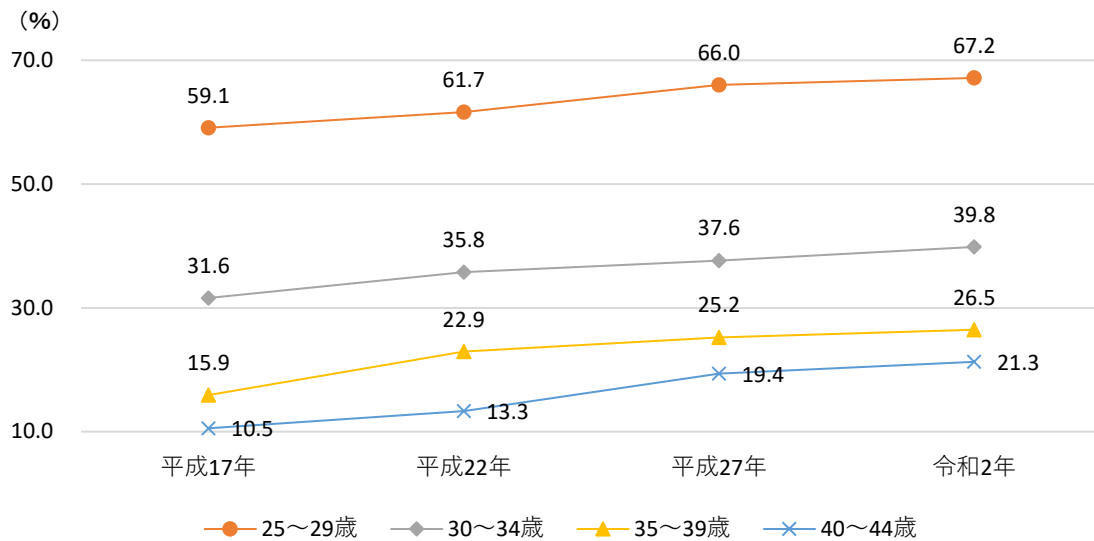


（６）未婚率の推移

本市の未婚率は、男性、女性ともに上昇傾向にあります。また、女性より男性の割合が高くなっています。30～34 歳男性においては半数以上、30～34 歳女性においては約４割が未婚となっており、晩婚化、未婚化の進行が伺えます。



■女性の未婚率の推移(行田市)

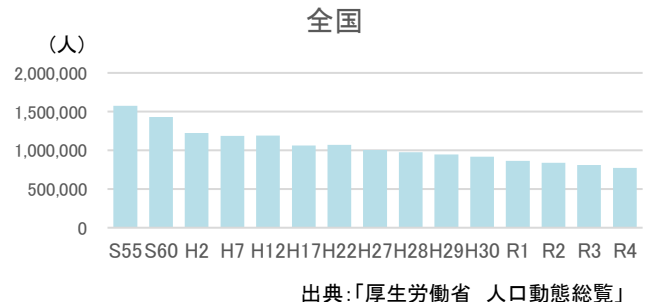
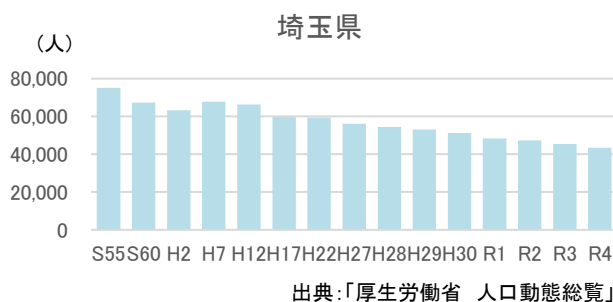
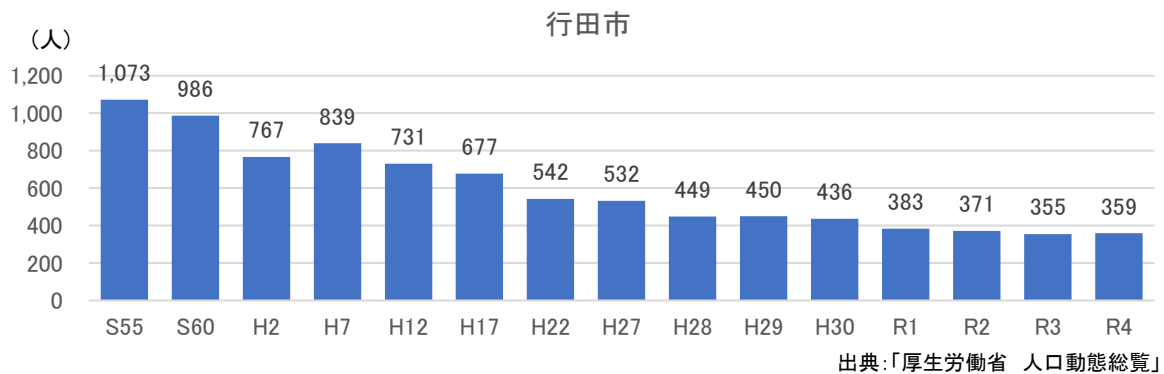


出典:「国勢調査」

(7) 出生数の推移

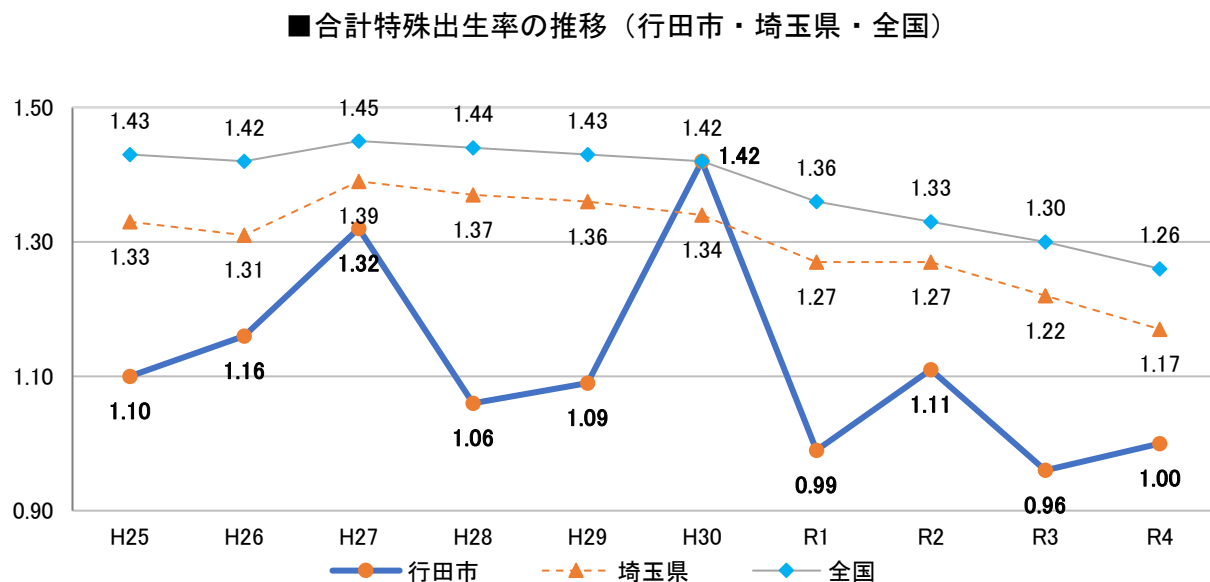
本市の出生数は、埼玉県、全国同様に減少傾向にあります。令和2年以降、本市では360人前後で推移しています。令和5年の出生数(市民課調べ)は401人でした。

■出生数の推移(行田市・埼玉県・全国)



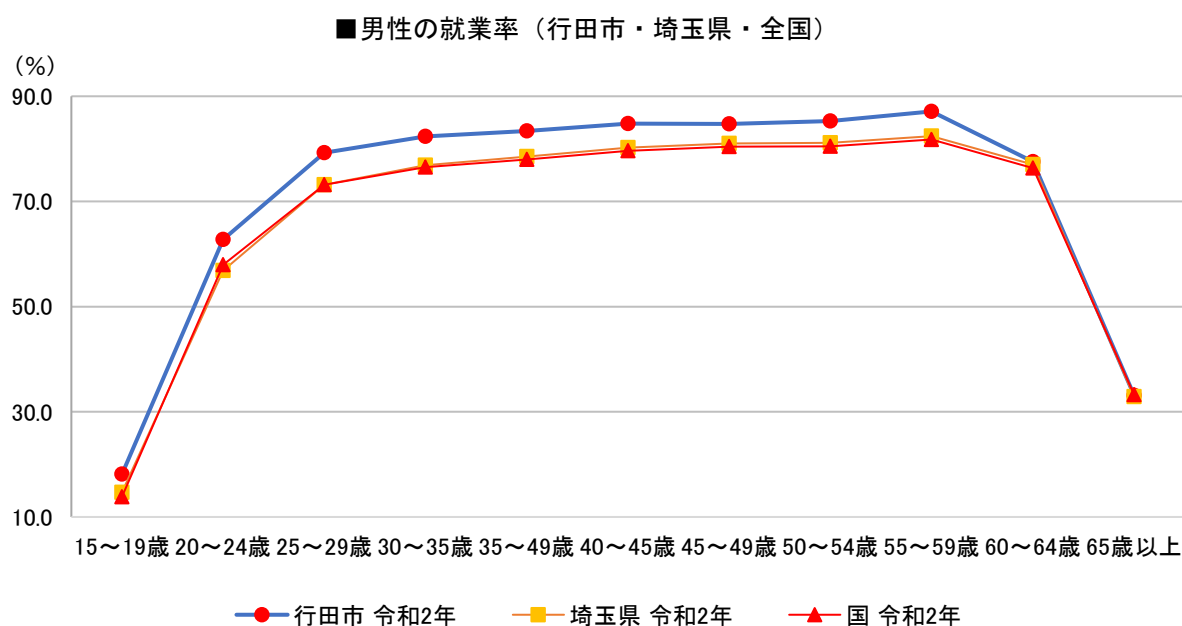
（８）合計特殊出生率の推移

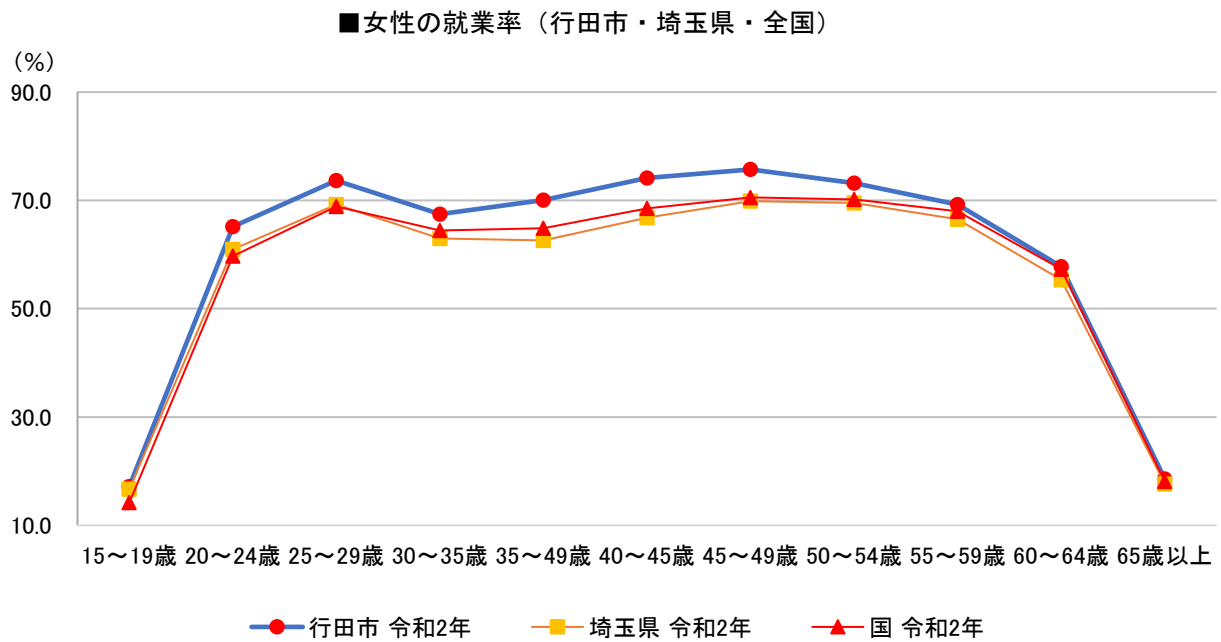
本市の１人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成 30 年から令和 4 年までの５年間の平均は 1.00 となっています。埼玉県、全国と比較すると、平成 29 年から令和元年にかけて、上昇及び下降を繰り返しながら減少傾向を示しています。



（９）就業率

就業率を埼玉県・全国と比較すると、女性、男性ともに全世代で、埼玉県・全国よりも高くなっています。女性は、埼玉県・全国と類似した M 字型を示しており、特に 30～35 歳においては凹みが顕著となっています。



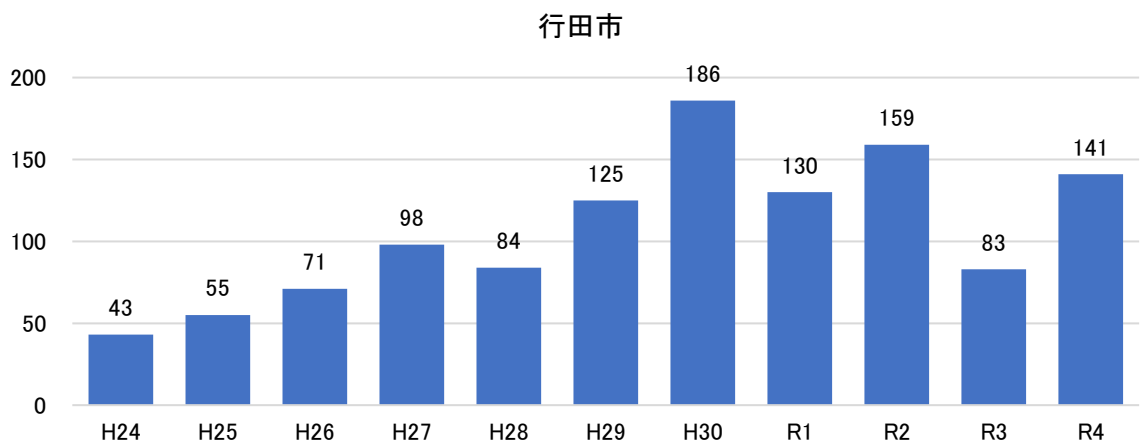


（10）児童虐待相談受付件数の推移

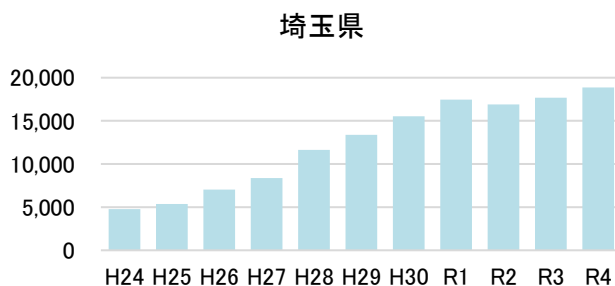
出典：人口動態統計

本市の児童虐待相談件数は、全国、埼玉県同様に年々増加傾向にありましたが、令和元年以降は減少傾向にあります。

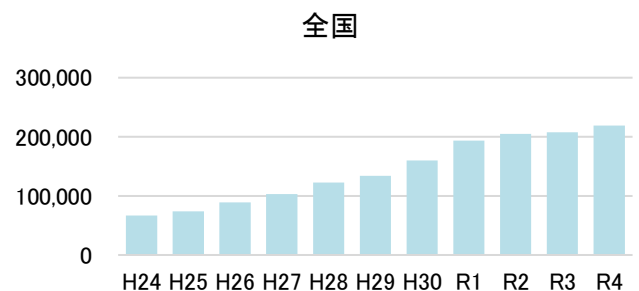
■児童相談所における児童虐待相談受付件数の推移（行田市・埼玉県・全国）



出典：「熊谷児童相談所（行田市）」



出典：「埼玉県福祉部こども安全課統計資料」



出典：「構成労働省 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援の整備に関する取組状況について」

【アンケート調査結果（抜粋）】

未就学児童の保護者	1,600 名（郵送発送・回収）	令和6年3月実施済	回収率 45.4%
小学生児童の保護者	1,000 名（郵送発送・回収）	令和6年3月実施済	回収率 45.5%

（１）保護者の就労状況

- ・母親の就労形態の現状をみると、未就学児童保護者では、「フルタイム」が37.5%、「パート・アルバイト等」が30.9%、「未就労」が29.5%となっている。
小学生児童保護者では、「フルタイム」が39.5%、「パート・アルバイト等」が38.7%、「未就労」が18.9%となっている。
- ・未就学児童保護者では、「パート・アルバイト等」で就労している母親のうちの5.8%は「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」に回答している。また、未就労の母親の25.7%が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」としている。小学生児童保護者では、8.0%は「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」に回答している。また、未就労の母親の43.0%が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」としており、潜在的な保育需要がみられることから、保育・教育サービスニーズの増加が予測される。

①保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）

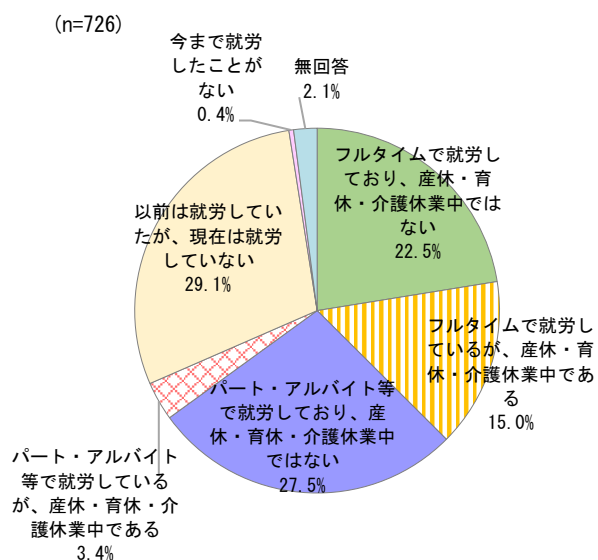
【未就学児童保護者：問13、小学生児童保護者：問13】

＜母親＞

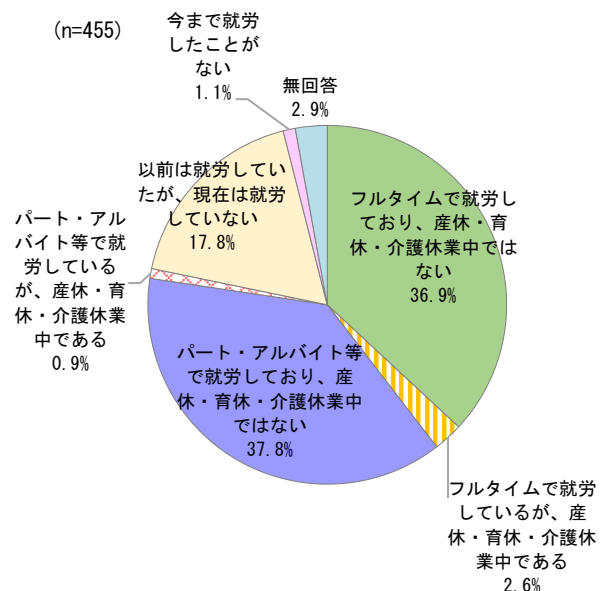
未就学児童保護者では、「フルタイム」が37.5%、次いで「パート・アルバイト等」が30.9%、「未就労」が29.5%と続く。

小学生児童保護者では、「フルタイム」が39.5%、次いで「パート・アルバイト等」が38.7%、「未就労」が18.9%と続く。

【母親（未就学児童保護者）】



【母親（小学生児童保護者）】

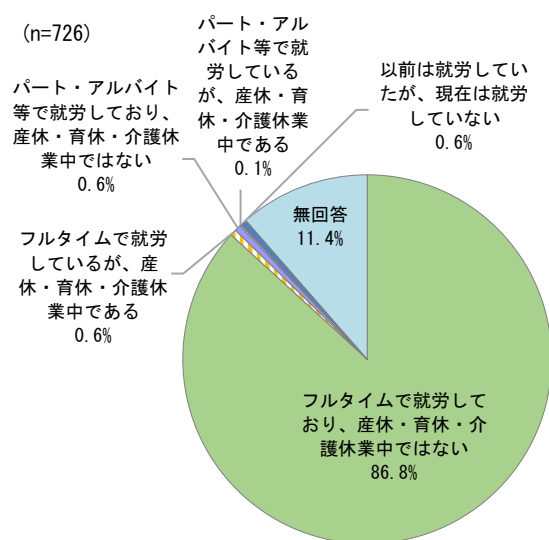


《父親》

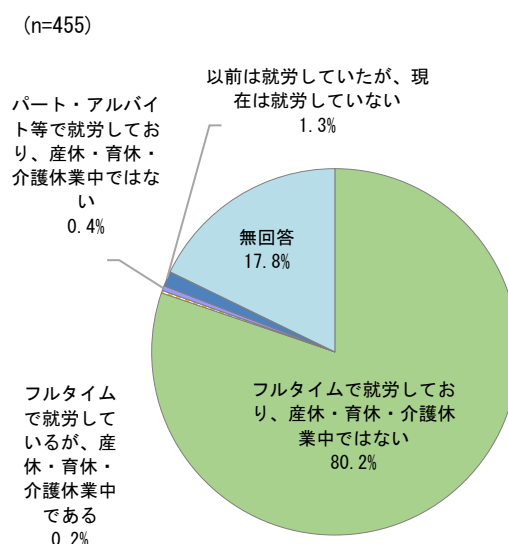
未就学児童保護者では、「フルタイム」が最も多く、回答者全体の87.4%を占める。

小学生児童保護者では、「フルタイム」が最も多く、回答者全体の80.4%を占める。

【父親（未就学児童保護者）】



【父親（小学生児童保護者）】



②フルタイムへの転換希望【未就学児童保護者：問13-1、小学生児童保護者：問13-1】

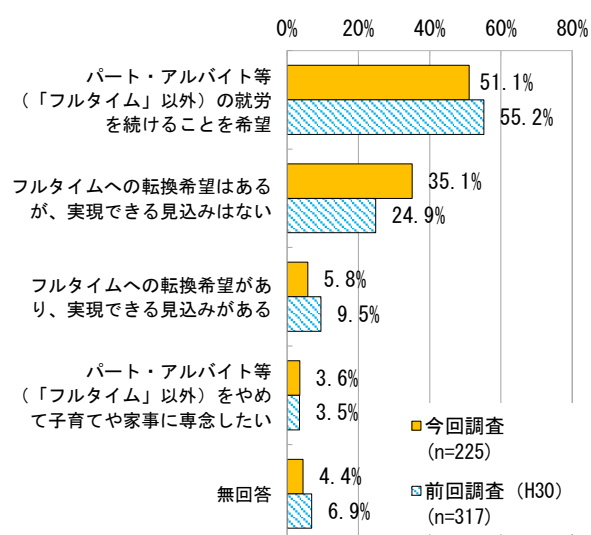
※未就学児童保護者の問13、小学生児童保護者の問13で「パート・アルバイト等」で就労している人に限定した設問。

《母親のフルタイムへの転換希望》

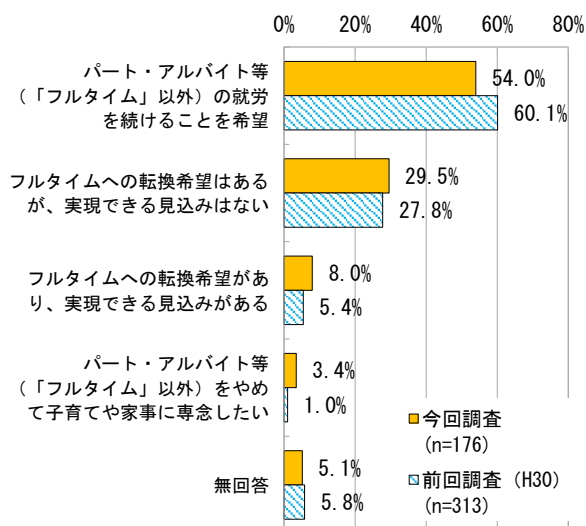
未就学児童保護者では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が51.1%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が35.1%と続く。

小学生児童保護者では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が54.0%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が29.5%と続く。

【母親（未就学児童保護者）】



【母親（小学生児童保護者）】



③就労していない人の就労希望【未就学児童保護者：問13-4、小学生児童保護者：問13-4】

※未就学児童保護者の問13、小学生児童保護者の問13で未就労（「以前は就労していたが、現在は就労していない」「今まで就労したことがない」）と回答した人に限定した設問。

≪未就労の母親の就労希望等≫

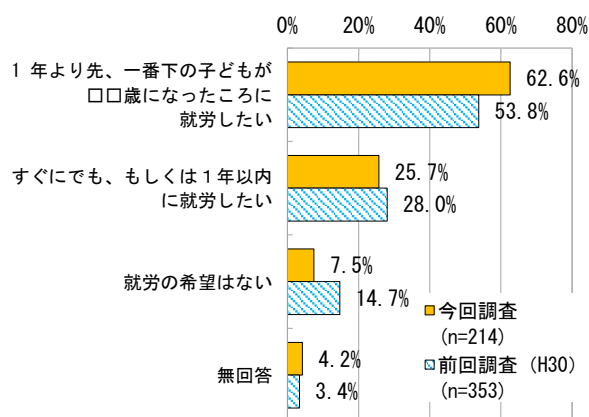
未就学児童保護者では、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の割合が62.6%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が25.7%、「就労の希望はない」の割合が7.5%と続く。

「1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したいか」の年齢の内訳は、「3歳」の割合が33.6%と最も高く、次いで「7歳以上」が29.9%と続く。

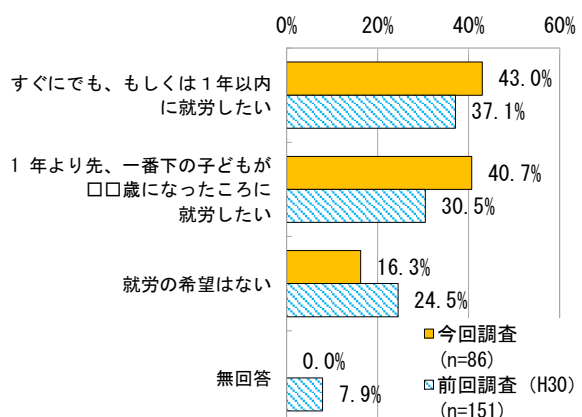
小学生児童保護者では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が43.0%と最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の割合が40.7%、「就労の希望はない」の割合が16.3%と続く。

「1年より先、一番下の子どもが何歳になったところに就労したいか」の年齢の内訳は、「7歳以上」が68.6%と最も高く、次いで「3歳」が11.4%と続く。

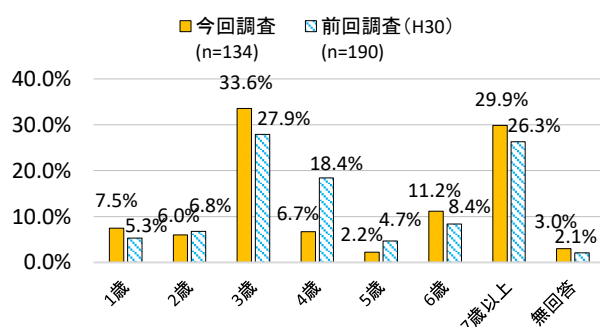
【母親（未就学児童保護者）】



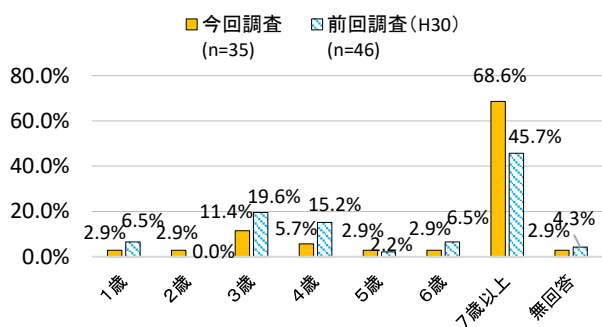
【母親（小学生児童保護者）】



【母親（未就学児童保護者）】



【母親（小学生児童保護者）】



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

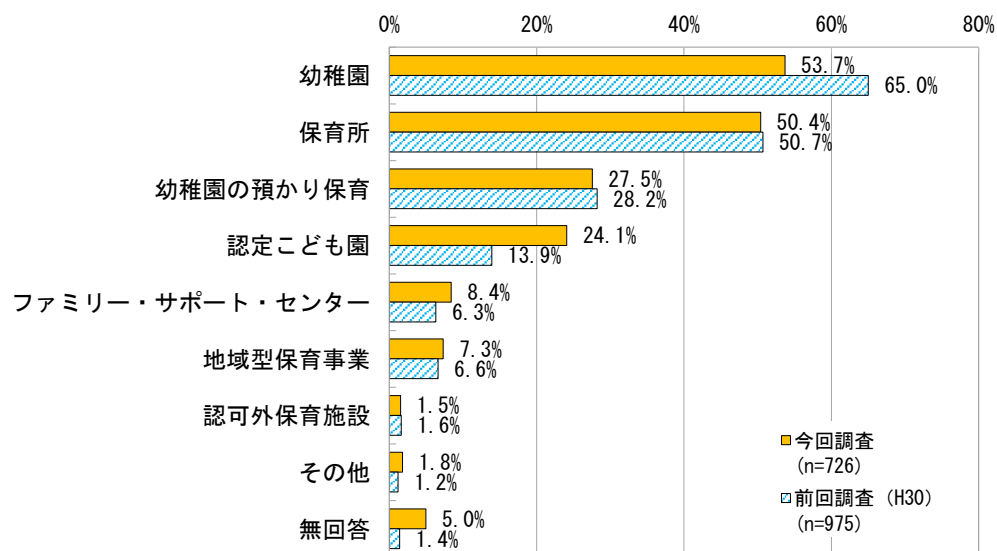
- ・定期的に利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」が53.7%と最も高く、次いで「保育所」の割合が50.4%、「幼稚園の預かり保育」の割合が27.5%となっている。

①平日の教育・保育事業の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業

【未就学児童保護者：問15】※複数回答

「幼稚園」の割合が53.7%と最も高く、次いで「保育所」の割合が50.4%、「幼稚園の預かり保育」の割合が27.5%と続く。

【平日に定期的に利用したいと考える事業（未就学児童保護者）】



2 子育て支援サービスの状況

(1) 保育施設（保育園・認定こども園）の状況

令和5年4月1日現在、市内には保育施設（保育園・認定こども園）が13箇所（公立3・私立10）、あります。定員数1,092名に対して、園児数は1,025名（公立186名・私立839名）となっています。

■保育施設（保育園・認定こども園）（公立：3、私立：10）

保育園名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
若葉保育園	私立	生後4か月～	130	116
和光保育園	私立	生後6か月～	100	88
白鳩保育園	私立	生後4か月～	60	68
ホザナ保育園	私立	生後3か月～	90	104
太井保育園	私立	生後2か月～	90	89
小羊チャイルドセンター	私立	生後2か～	60	59
太田保育園	私立	生後2か月～	80	72
行田こども園（保育）	私立	生後6か月～	80	67
埼玉保育園	私立	生後6か月～	60	62
やごうこども園（保育）	私立	生後6か月～	102	114
持田保育園	公立	生後6か月～	90	69
長野保育園	公立	生後6か月～	90	74
南河原保育園	公立	生後6か月～	60	43
計			1,092	1,025

出典：「子ども未来課」（令和5年4月1日現在）

(2) 保育施設（地域型保育園）の状況

令和5年4月1日現在、市内には保育施設（地域型保育園）が5箇所あります。定員数58名に対して、児童数は64名となっています。

■保育施設（地域型保育園）（私立：5）

保育園名（事業類型）	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
たけのこ保育室（小規模保育事業）	私立	生後6か月～	12	16
長澤家庭保育室（家庭的保育事業）	私立	生後6か月～	3	1
あゆみ保育園（家庭的保育事業）	私立	生後2か月～	5	5
こどものみらい保育園（小規模保育事業）	私立	生後6か月～	19	20
きらめきの森保育園（小規模保育事業）	私立	生後6か月～	19	22
計			58	64

出典：「子ども未来課」（令和5年4月1日現在）

（３）教育施設（幼稚園・認定こども園）の状況

令和５年４月１日現在、市内には教育施設（幼稚園・認定こども園）が９箇所あります。定員数 1,890 名に対して、児童数は 641 名となっています。

■教育施設（幼稚園・認定こども園）（私立：９）

保育園名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
老本幼稚園	私立	満３歳～	520	150
行田幼稚園	私立	満３歳～	210	58
富士見ヶ丘幼稚園	私立	満３歳～	140	42
ホザナ幼稚園	私立	満３歳～	100	44
まつたけ幼稚園	私立	３歳児～	320	123
南河原幼稚園	私立	満３歳～	150	15
やごうこども園（教育）	私立	満３歳～	155	94
やなぎ幼稚園	私立	満３歳～	280	111
行田こども園（教育）	私立	満３歳～	15	4
計			1,890	641

出典：「（教）教育総務課、子ども未来課」（令和５年４月１日現在）

（４）学童保育の状況

令和５年４月１日現在、市内には学童保育室が 17 箇所（公立 18・民間 1）あります。定員数 950 名に対して、児童数は 853 名となっています。

■学童保育室（公設：18，民設：１）

施設名	場所	公・私	定員（名）	児童数（名）
忍学童保育室	忍小学校敷地内	公設	60	60
西第一学童保育室	西小学校校舎内	公設	70	71
西第二学童保育室	西小学校校舎内	公設	50	49
東第一学童保育室	東小学校校舎内	公設	36	33
東第二学童保育室	東小学校敷地内	公設	60	56
北第一学童保育室	北小学校体育館内	公設	36	37
北第二学童保育室	谷郷 2486-3	公設	70	44
さくら第一学童保育室	桜ヶ丘小学校敷地内	公設	45	34
さくら第二学童保育室	桜ヶ丘小学校敷地内	公設	50	18
南第一学童保育室	南小学校校舎内	公設	49	48
南第二学童保育室	南小学校敷地内	公設	44	44
太田学童保育室	太田西小学校校舎内	公設	70	69

施設名	場所	公・私	定員（名）	児童数（名）
泉太井学童保育室	泉小学校敷地内	公設	55	54
埼玉学童保育室	埼玉小学校敷地内	公設	48	53
南河原学童保育室	南河原支所	公設	70	61
下忍学童保育室	下忍小学校敷地内	公設	36	33
見沼学童保育室	荒木小学校敷地内	公設	34	24
みずしろ学童保育室	児童センター内	公設	37	36
太井学童保育室	太井保育園敷地内	民設	30	29
計			950	853

出典:「子ども未来課」(令和5年4月1日現在)

(5) ショートステイ・トワイライトステイの状況

令和5年4月1日現在、市内にはショートステイ及びトワイライトステイが各2箇所あります。定員はショートステイが合わせて3名、トワイライトステイが合わせて3名です。令和5年度の延べ利用児童数は、ショートステイが合計8名、トワイライトステイが合計0名となっています。

■ショートステイ(原則7日以内)(私立:2)

施設名	公・私	受入年齢	定員(名)	児童数(名)
長澤家庭保育室	公立	生後6週間～2歳未満の児童	3	8
児童養護施設「ケヤキホーム」	公立	2歳～18歳未満の児童	要相談	0

■トワイライトステイ(原則6か月以内・午後10時まで)(私立:2)

施設名	公・私	受入年齢	定員(名)	児童数(名)
長澤家庭保育室	公立	生後6週間～2歳未満の児童	3	0
児童養護施設「ケヤキホーム」	公立	2歳～18歳未満の児童	要相談	0

出典:「子ども未来課」(令和5年4月1日現在)

(6) 地域子育て支援拠点施設の状況

令和5年4月1日現在、市内には地域子育て支援センターが2箇所、つどいの広場が2箇所あります。子育て親子が自由に遊び、交流できる場を提供するほか、子育てに関する相談や市が実施する子育て支援サービスの情報提供を行っています。

■地域子育て支援センター

施設名	対象	開設日	開設時間
きっずプラザ あおい	就学前の児童とその保護者	毎日（火曜日は屋外公園のみ利用可）	午前8時30分～午後5時
なごみ（和光保育園併設）	おおむね3歳未満の児童とその保護者	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～午後3時

出典：「子ども未来課」（令和5年4月1日現在）

■つどいの広場

施設名	対象	開設日	開設時間
はすのこ（児童センター内）	おおむね3歳未満の児童とその保護者	火・木・土曜日 （国民の祝日を除く）	午前10時～午後3時
ひがし（東第二学童保育室）		月・水・金曜日 （国民の祝日を除く）	午前10時～午後2時
みなみかわら （老人福祉センター南河原荘隣）		月・水・金曜日 （国民の祝日を除く）	
さくら（さくら学童保育室）		月・水・金曜日 （国民の祝日を除く）	
さきたま（埼玉学童保育室）		火・水・木曜日 （国民の祝日を除く）	

出典：「子ども未来課」（令和5年4月1日現在）

(7) その他子育て相談事業の状況

令和5年4月1日現在、市内におけるその他の子育て相談事業として2事業を行っています。子どもに関する悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行等について、家庭児童相談員が相談をお受けする家庭児童相談室や子育ての悩みや不安を仲間同士で話し合う子育て談話室（たんぽぽ）等、子育て親子が交流できる場や身近に相談できる場を提供しています。

■子育て支援事業

施設名	対象	開設日	場所	開設時間
家庭児童相談所	18歳未満の児童の保護者等	月～金曜日	保健センター内	午前8時30分～午後4時 （正午～午後1時を除く）
子育て談話室	乳幼児とその保護者	開催日は年度ごとに決定（隔月1回）	総合福祉館	午前10時～午前11時45分

出典：「子ども未来課」（令和5年4月1日現在）

(8) 病児・病後児保育事業の状況

令和5年4月1日現在、市内には病児・病後児保育施設が1箇所（私立）あります。定員は8名で、令和5年度の延べ利用児童数は159名となっています。

■病児・病後児保育施設（私立：1）

施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	利用児童数（名）
げんきキッズ	私立	小学校6年生まで	8	159

出典:「子ども未来課」(令和5年4月1日現在)

(9) ファミリー・サポート・センターの状況

令和5年4月1日現在、市内にはファミリー・サポート・センターが1箇所あります。育児の援助を受けたい方や育児の援助を行いたい方を会員として、会員間による育児の相互援助活動を支援しています。令和5年の延べ利用者数は2,499名となっています。

■ファミリー・サポート・センター

施設名	対象	援助時間等	利用者数（名）
ファミリー・サポート・センター	生後6か月～12歳の児童	AM7:00～ PM7:00	2,499

出典:「子ども未来課」(令和5年4月1日現在)

資料3 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み

(教育・保育提供区域の設定)

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須記載事項となっています。

本市における教育・保育提供区域の考え方は以下のとおりです。

幼稚園については学区設定がなく、保護者が教育方針等で選択している例も多いことから、区域分けをすると現在の利用実態と異なってくる可能性があります。また、保育園も自宅からの近さだけでなく、保護者の通勤経路等によっても選択が異なることから、自宅の所在地と利用施設の区域が一致しないケースも想定されます。

このような現状を考慮し、本市の教育・保育提供区域は、市全域を一区域として設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、教育・保育と共通の区域設定となります。

(教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策)

子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育事業及び地域の子育て支援について、令和5年度までの実績及び人口推計、令和5年度に実施したニーズ調査（子ども・子育て支援事業計画作成のために実施した利用傾向の把握）の結果等を基に算出した、令和7～11年度（5年間）における「量の見込み（ニーズ量）」を記載しています。

1 教育・保育

＜保育の必要性の認定区分＞

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等に応じた保育の必要性により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、利用する教育・保育施設・事業が決まっていきます。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定（教育希望が強い）		あり	幼稚園・認定こども園
2号認定（保育希望が強い）			保育園・認定こども園 等
3号認定	満3歳未満	あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業 等

<量の見込み>

(満3歳以上で教育希望が強い(1号認定+2号認定))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設利用・事業	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)	1号+2号(教育)
①量の見込み(利用見込み)	604	585	567	550	534
②確保方策(利用定員数)	1,795	1,741	1,689	1,638	1,589
②-①過不足	1,191	1,156	1,122	1,088	1,055

※確保数は、R2, 4, 1 と R6, 4, 1 の減少割合で算出

(満3歳以上で保育希望が強い(2号認定))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	651	682	715	749	785
②確保方策(利用定員数)	675	675	675	675	675
②-①過不足	24	-7	-40	-74	-110

(0歳で保育希望が強い(3号認定))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	70	80	92	106	122
②確保方策(利用定員数)	76	76	76	76	76
②-①過不足	6	-4	-16	-30	-46

(1～2歳で保育希望が強い(3号認定))

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	416	428	440	453	466
②確保方策(利用定員数)	369	369	369	369	369
②-①過不足	-47	-59	-71	-84	-97

2 地域子育て支援事業

①時間外保育事業（延長保育）

【事業内容】

保育園において、通常保育時間を超えて子どもを保育する事業。

（単位：人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	159	154	150	146	142
②確保方策(利用定員数)	159	154	150	146	142
②-①過不足	0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業（学童保育室）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもを対象に、放課後（土曜日、学校休業日は一日）に安全な生活の場を提供することにより、保護者の就労を支える事業。

（単位：人）

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (利用見込み)	低学年	656	636	615	595	574
	高学年	188	185	183	180	177
	計	844	821	798	775	752
②確保方策(利用定員数)		950	950	950	950	950
②-①過不足		106	129	152	175	198

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者が一時的に子どもの養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、宿泊を伴う保護を行う事業。

（単位：人日）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	8	8	8	7	7
②確保方策(利用定員数)	8	8	8	7	7
②-①過不足	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う事業。

(単位:人日、箇所)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	19,096	18,662	18,227	17,792	17,357
②確保方策(箇所)	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

⑤一時預かり事業

- ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)事業

【事業内容】

幼稚園や認定こども園(短時間保育)で、通常の教育時間終了後に子どもを預かる事業(主として昼間。3～5歳児対象)。

(単位:人日)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	40,769	39,537	38,306	37,075	35,843
②確保方策(利用定員数)	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
②-①過不足	1,231	2,463	3,694	4,925	6,157

- ・保育園等における一時預かり(預かり保育)事業

【事業内容】

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業(全ての家庭の0～5歳児対象)。

※保育園等とは、保育園や地域子育て支援拠点での一時預かり事業及びトワイライトステイ事業のことです

(単位:人日)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	181	177	172	168	163
②確保方策(利用定員数)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②-①過不足	1,319	1,323	1,328	1,332	1,337

⑥病児保育事業

【事業内容】

子どもが病気で集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業。

(単位:人日)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	2,228	2,220	2,212	2,203	2,195
②確保方策(利用定員数)	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
②-①過不足	-148	-140	-132	-123	-115

※量の見込みは、保育利用者×利用希望割合×1回の利用日数(3日)

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)【就学後】

【事業内容】

育児の手助けが必要な方(依頼会員)からの依頼に応じて、育児の手助けができる方(提供会員)を紹介し、育児の支援を図る事業。

(単位:人日)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	2,444	2,390	2,335	2,280	2,226
②確保方策(利用定員数)	2,444	2,390	2,335	2,280	2,226
②-①過不足	0	0	0	0	0

⑧妊婦に対する健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る事業。

(単位:人)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	342	333	325	317	308
②確保方策(利用定員数)	342	333	325	317	308

⑨乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

保健師及び訪問指導員(助産師)が、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う事業。

(単位:人)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	357	349	340	331	323
②確保方策(利用定員数)	357	349	340	331	323

⑩養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、専門的相談支援として、保健師又は助産師等が養育に関する指導・助言を、居宅に訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員の専門性強化と、関係機関との連携強化を図る事業。

(単位:人)

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (利用見込み)	養育支援訪	16	16	16	16	16
	母子保健型	9	9	9	9	9
	計	25	25	25	25	25
実施体制		対象となる児童を支援訪問する				

⑪利用者支援事業

(単位:人)

【事業内容】

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み (利用見込み)	基本・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	計	2	2	2	2	2
②確保方策(利用定員数)		2	2	2	2	2

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

特定子ども・子育て支援施設である幼稚園に対し、保護者が支払うべき副食費に係る実費徴収費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して行う補足給付事業。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

民間事業の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置を促進していくために必要な調査研究、支援や相談・助言等を行う事業。

新 3 事業、だれ通を入れる。

資料3 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み 【確保策の方針と対応策（案）】

1 教育保育

- ・不足が生じる区分については、事業者と連携し利用定員の拡大に努めます。それまでの間は、定員の弾力化により対応します。
- ・量の見込みに対して受入可能数が充足されている区分（満3歳以上教育希望が強い）については、引き続き、事業者との連携のもと、受入数の維持に努めます。

2 地域子育て支援事業

①時間外保育事業（延長保育）

- ・充足されている状況を維持できるように保育園による運営を支援します。

②放課後児童健全育成事業（学童保育室）

- ・総数では、ニーズを満たしますが、地域的にはニーズの偏りがあり、定員70名で運営している学童保育室や、定員超過のため校区外の学童保育室へ通っている学童が存在します。このことを踏まえ、特に不足地域で必要な増設を検討します。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

- ・他市の利用状況も考慮したニーズを把握した上で、事業体制について検討します。
- ・充足されている状況を維持できるように、実施施設による運営を支援します。

④地域子育て支援拠点事業

- ・現在の体制（地域子育て支援センター2箇所、つどいの広場5箇所）を維持します。
- ・ベビーマッサージ等の子育てに係る講座の開催・充実と周知を図ります。

⑤一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業及び保育園等における一時預かり（預かり保育）事業）

- ・現在実施している一時預かり事業は、現行体制を維持します。
- ・在園児以外を対象とした一時預かりの実施施設の拡充を検討します

⑥病児保育事業

- ・利用希望を踏まえると、不足が生じる見込みです。また、感染症流行期については、利用定員を減らして運用していることから、不足が生じる見込みです。事業者と連携し利用定員の拡大に努めます。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】

- ・依頼内容に偏りが見られることから、ファミリー・サポート・センターの事業内容構成と配分を検討し、依頼内容に応じられる提供会員の層の充実のため、提供会員の増加を図ります。

⑧妊婦に対する健康診査

- ・現行の体制を維持します。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

- ・現行の体制を維持します。

⑩養育支援訪問事業

- ・現行の体制を維持します。
- ・要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携に努め、要保護児童等が健やかに暮らせるように支援します。

⑪利用者支援事業

〔基本・特定型〕

- ・保育コンシェルジュが行田市役所子ども未来課窓口等において、利用者の支援を行うとともに、必要に応じた情報提供と相談・助言等を行います。

〔母子保健型〕

- ・子育て包括支援センターの助産師（赤ちゃんコンシェルジュ）が行田市保健センターにおいて、妊娠中の生活や生まれたばかりの赤ちゃんについての相談・助言等を行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・国の動向に応じて、実費徴収に係る補足給付事業を実施します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ・事業の実施を検討します。

⑭こども誰でも通園事業

- ・令和7年度は引き続き、国の試行的事業を実施します。令和8年度以降は、国が示す基準で実施します。

こどもの居場所づくり推進事業（スケジュール）**1 居場所づくりに関するアンケート（7月～8月）**

- ・小中学生及び若者への実態調査



（小中学生）※全小学校5年生及び全中学校2年生【各600件程度】

①居場所関係（有無、具体的居場所など）



②貧困状況（食事、進路希望、学習状況など）

③ヤングケアラー（通学状況、生活の困りごとなど）



（若者）※18歳～39歳【2,000件】

①居場所（具体的な場所など）

②就労、外出状況、社会とのつながりの状況

③ケアラー

2 関係団体へのヒアリング（9月頃）

- ・居場所に関する課題及びニーズをヒアリング

3 子ども未来審議会（10月頃）

- ・居場所づくりの方針について【議論】

4 子ども未来審議会（11月頃）

- ・こども計画素案について【議論】
（居場所づくりの方針含む）

5 パブリックコメントの実施（12月上旬～1月上旬）

- ・市民からの意見募集

※こどもモニター実施予定

6 子ども未来審議会（翌年2月頃）

- ・こども計画決定について【議論】
（居場所づくりの方針含む）

令和6年度 子ども未来審議会スケジュール

NO	期 日	内 容
1	令和6年8月5日（月）	第1回審議会 ・ こども計画の策定 ・ 子ども・子育て支援施設の確保方針 ・ こどもの居場所づくり ・ 今後のスケジュール ・ その他
2	10月	第2回審議会 ・ こども計画アンケート結果 ・ こども計画骨子 （こどもの居場所づくり方針含む）
3	11月下旬	第3回審議会 ・ こども計画案の決定 （こどもの居場所づくり方針含む）
4	12月上旬から1月上旬	パブリックコメント
5	令和7年2月中旬	第4回審議会 ・ 計画決定
6	3月	計画策定

行田市子ども未来審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、行田市子ども未来審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉及び子ども・子育て関係者
- (2) 児童福祉及び子ども・子育てに関し知識経験を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部子ども未来課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以下省略